

令和5年度中山間地域等直接支払制度実施状況の概要

宮崎県農政水産部
農政企画課中山間農業振興室

1 実施市町村数

- ・ 本制度を活用できる市町村は、県内26市町村のうち23市町村となっています。
- ・ 対象地域を含む市町村のうち、21市町村が本制度を活用しています。
(対象地域を有するも未取組:宮崎市、国富町、高鍋町 対象地域外:新富町、川南町)

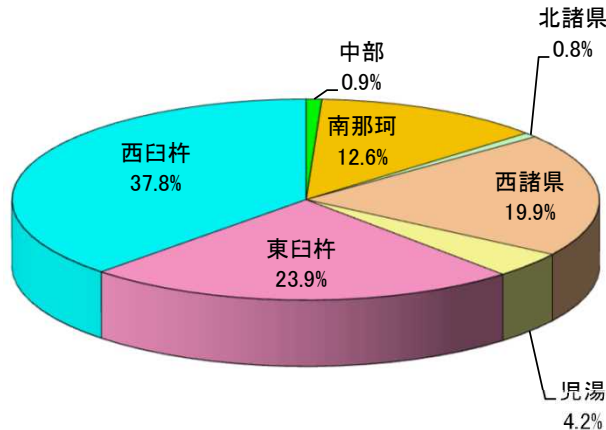
2 協定数

- ・ 県全体協定数は、349協定となっており、全てが集落協定となっています。

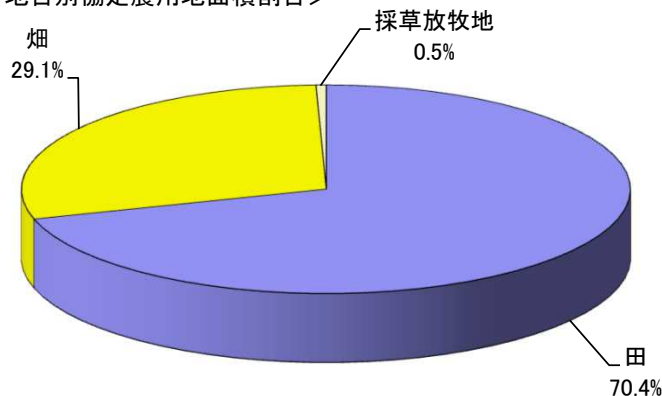
3 協定農用地面積

- ・ 県全体で5,224ha(令和4年度は5,227ha)の農用地を対象に協定が締結されています。
- ・ 地域別協定農用地面積割合では、西臼杵で38%、東臼杵で24%と、全体の62%を県北地域が占めています。(図1)
- ・ 地目別協定農用地面積割合では、田が70%、畑が29%、採草放牧地が1%となっています。(図2)

<図1 地域別協定農用地面積割合>



<図2 地目別協定農用地面積割合>

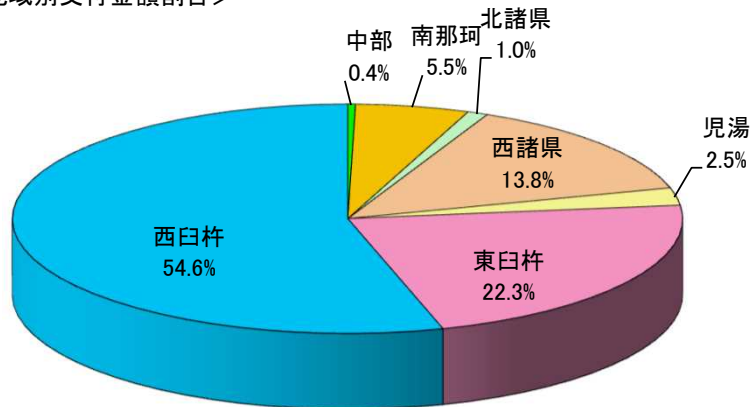


※四捨五入により合計が合わない場合があります

4 交付金額

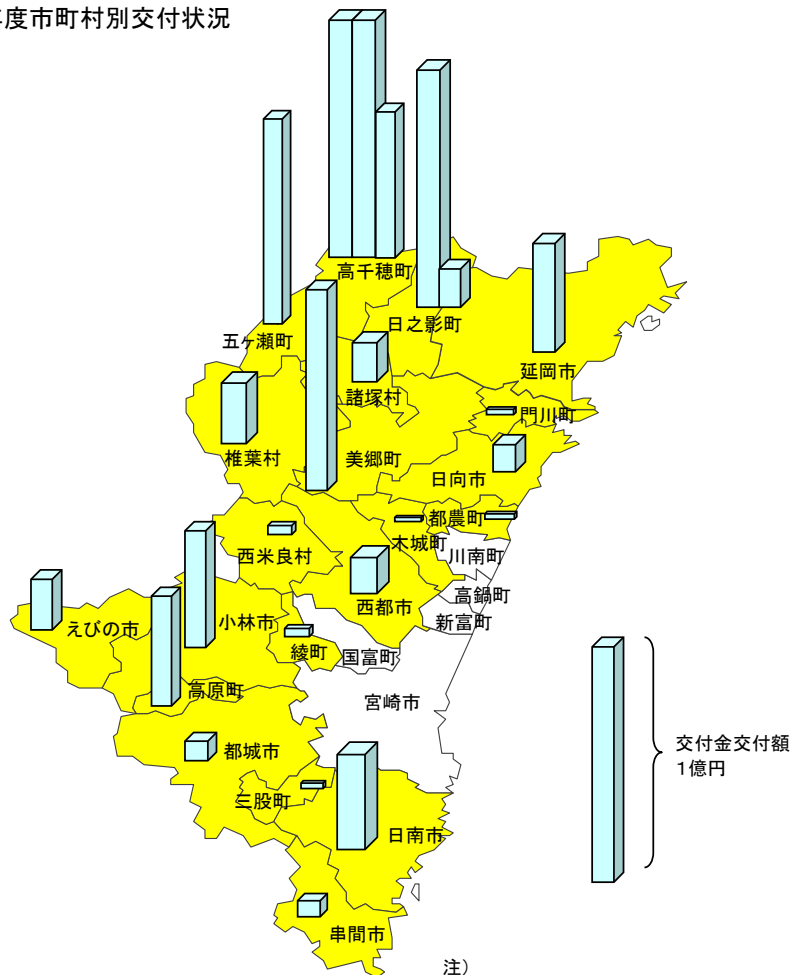
- ・ 県全体で8億3,821万円(令和4年度は8億4,265万円)が交付されています。
- ・ 地域別交付金額割合では、西臼杵で55%、東臼杵で22%と8割近くを県北地域が占めています。(図3)

<図3 地域別交付金額割合>



<参考資料>

令和5年度市町村別交付状況



5 集落協定における交付金の使用方法

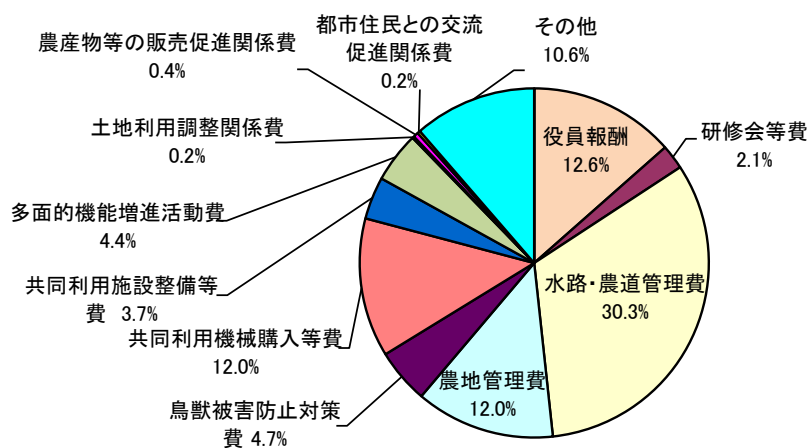
(1)交付金の配分状況

- 集落協定への交付金額は8億3,821万円で、そのうち、農業者個人への配分額は4億5,844万円(55%)、共同取組活動への配分額は3億7,977千円(45%)となりました。

交付総額	農業者への個人配分額	共同取組活動への配分額
8億3,821万円	4億5,844万円	3億7,977万円
交付総額に占める割合	55%	45%

(2)共同取組活動への使用状況

- 交付金の使途は、「水路・農道管理費」が最も多く、次いで、役員報酬、農地管理費、共同利用機械購入等費に係る支出となっています。



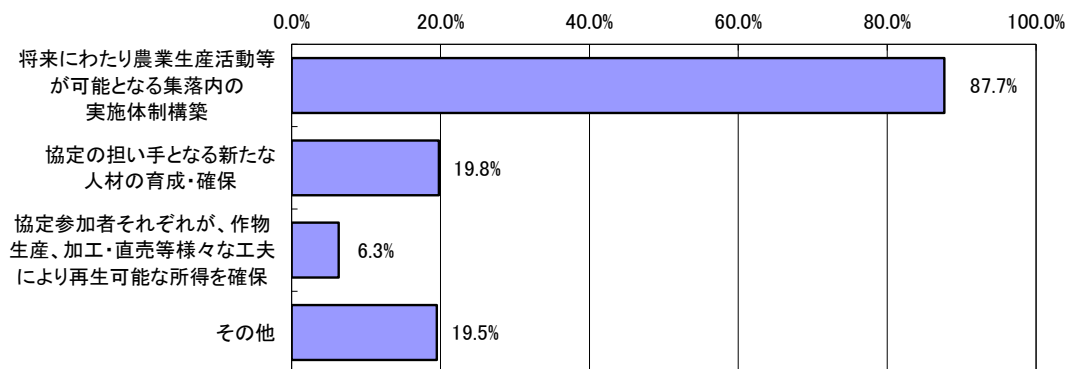
6 集落協定における農業生産活動等の実施状況

(1)「集落マスタープラン」の内容

- 全ての協定において、将来にわたり農業生産活動を継続していくための体制づくりに向けた集落の6～10年後を見据えた将来像と、その将来像を実現するための5年間の活動計画を定めています。

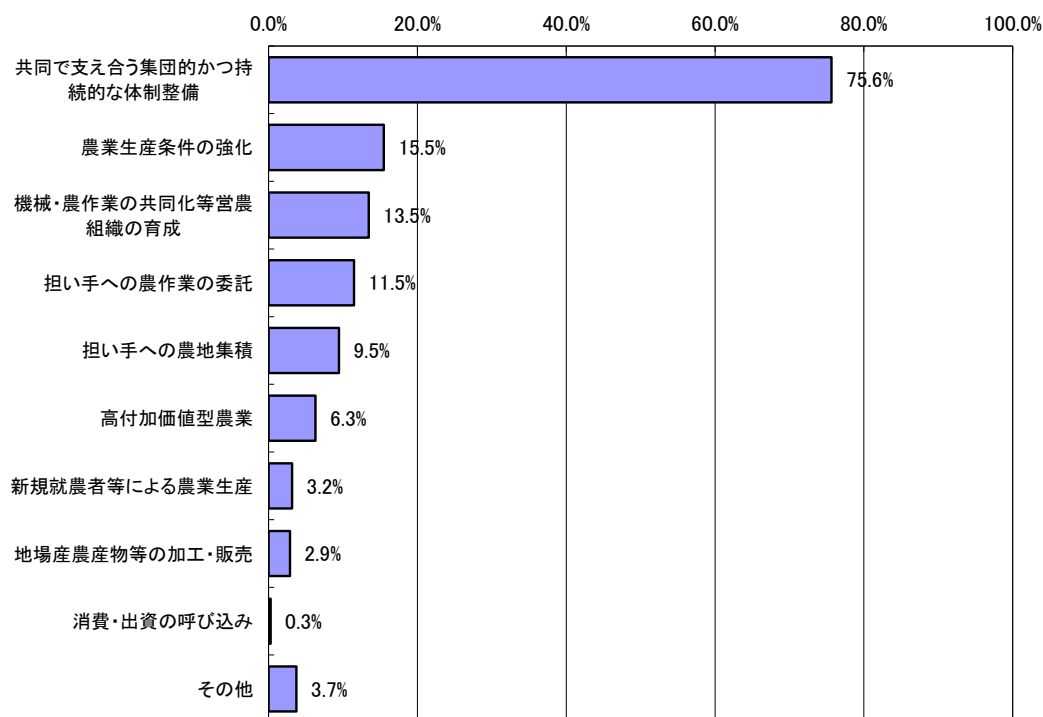
1)「目指すべき将来像」の内容

- 内容別には「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が最も多く、88%の集落で、持続的な農業生産活動体制の構築を目指すこととしています。



2)「将来像を実現するための活動方策」の内容

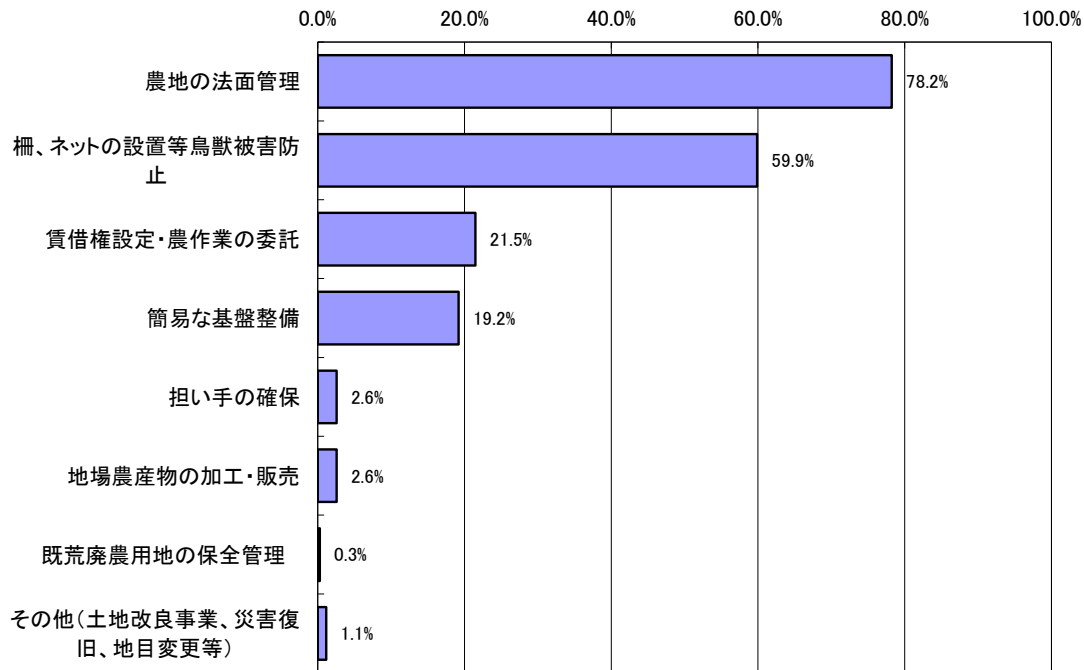
- 将来像に集落を基礎とした営農体制整備を掲げる協定が多いことから、76%の協定で、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」を活動内容に掲げています。



※1つの集落が複数取り組む場合があります

(2)「農業生産活動」の取組内容

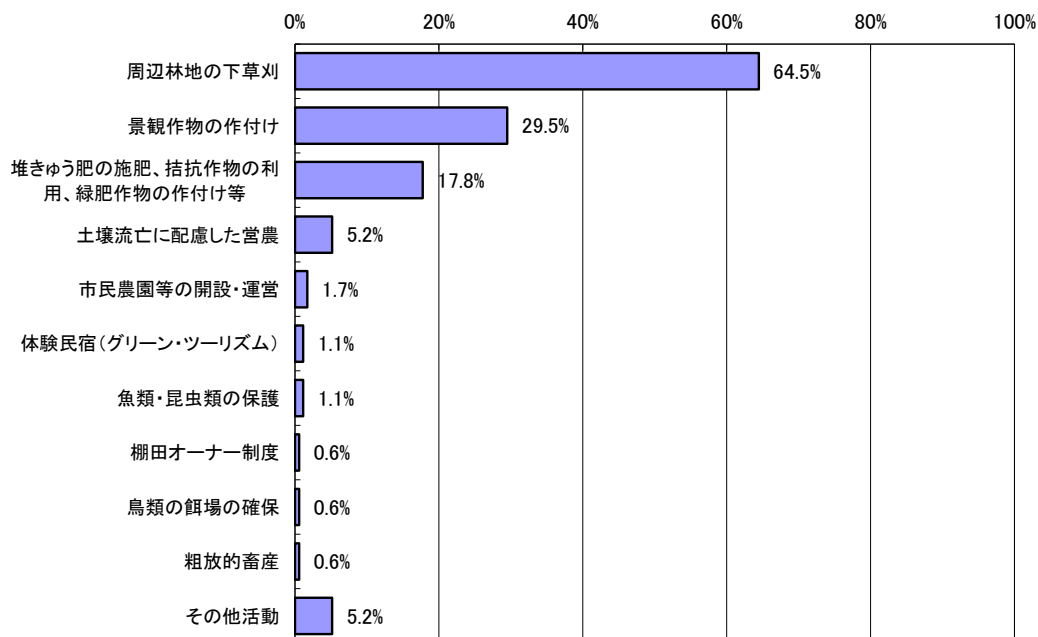
- ・ 農業生産を維持・継続し、耕作放棄を予防する観点から、農業生産活動等に取り組む必要があります。
- ・ 取組内容別で見ると、「農地の法面管理」、「鳥獣被害防止」、「賃借権設定・農作業委託」及び「簡易な基盤整備」の4項目に多くの協定が取り組んでいます。



※1つの集落が複数取り組む場合があります

(3)「多面的機能を増進する活動」の取組内容

- ・ 農業生産活動だけでなく、「多面的機能を増進する活動」にも取り組む必要があります。
- ・ 取組内容別には、国土保全機能を高めるための「周辺林地の下草刈」が最も多く、次いで、保健休養機能を高めるための「景観作物の作付け」、自然生態系の保全に資するための「堆きゅう肥の施肥」に多くの協定が取り組んでいます。



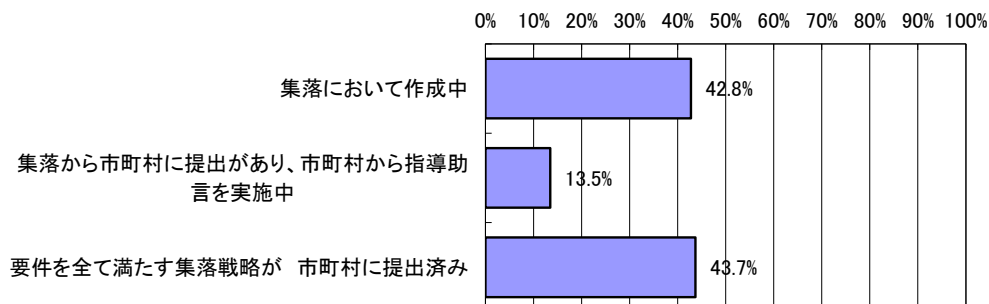
※1つの集落が複数取り組む場合があります

7 農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動事項の内容

全349協定のうち、311協定(89%)が前向きな取組を行うことで、通常単価の交付を受けています。(取り組まない場合は、通常単価の8割単価での交付)
 これら協定においては、農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動事項として、集落戦略を作成し、活動しています。

(1) 集落戦略の作成状況

- 集落戦略の作成に取り組んだ311集落協定中、既に作成済みの集落協定は136協定(44%)であり、作成中の集落協定133協定(43%)と同等の割合となりました。

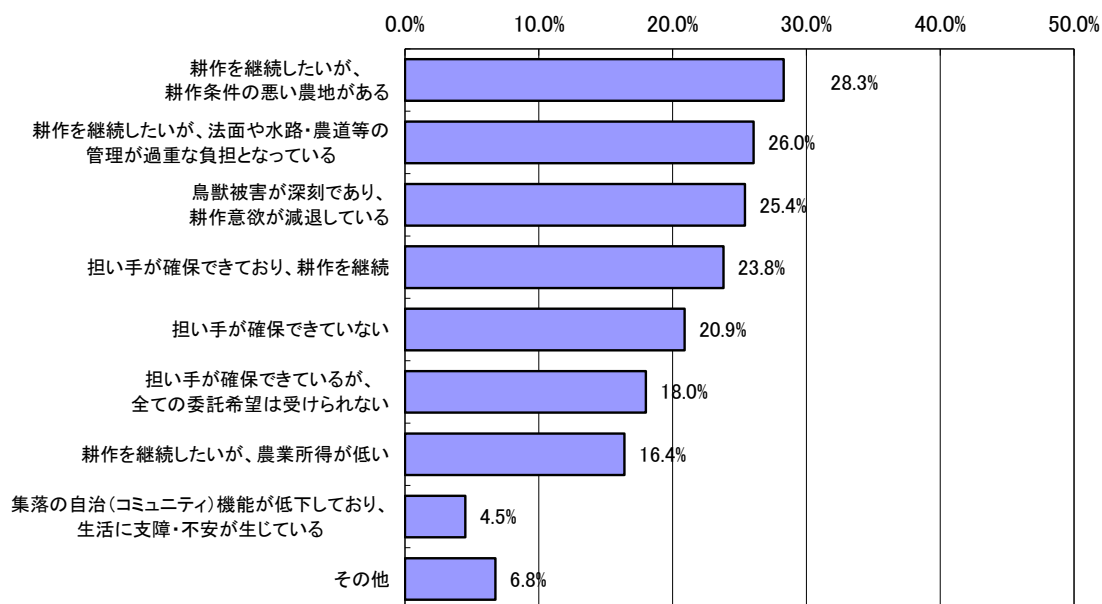


(2) 集落戦略の内容

- 6～10年後の協定農用地を維持していくため、課題や対策について協定参加者で話し合い、図面を作成し、これに基づき活動を行うこととされています。

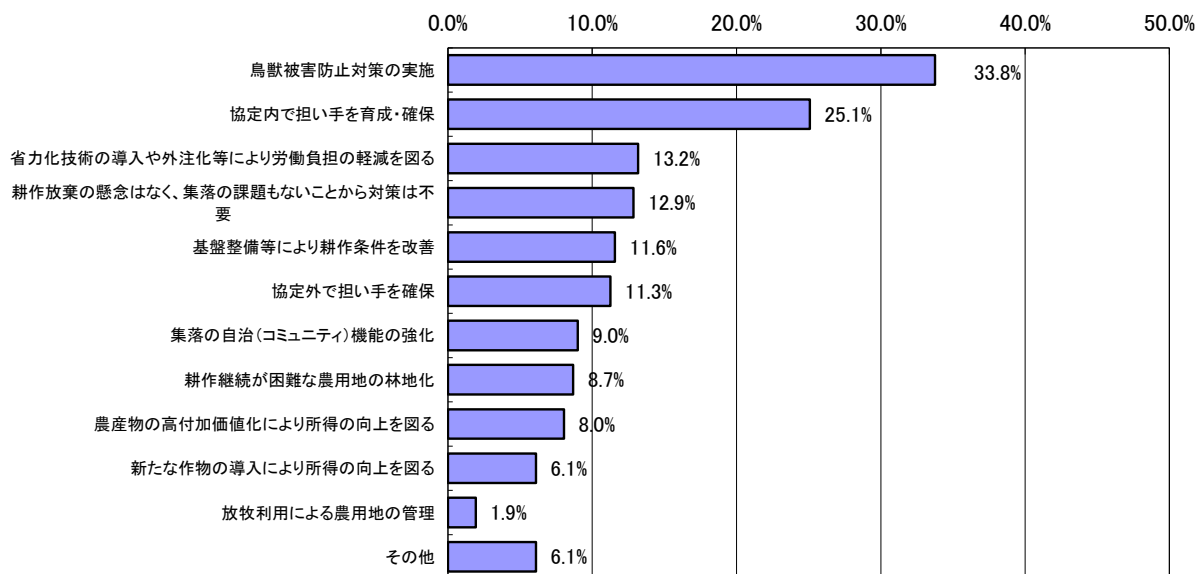
1) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状

- 集落戦略に取り組んだ311協定のうち、集落の現状として、耕作を継続したいが耕作条件の悪い農地があると回答した協定が最も多く、88協定(28%)となっています。



2)集落の現状を踏まえた対応の方向性

- ・ 集落戦略に取り組んだ311協定のうち、集落の対応の方向性として、鳥獣被害防止対策の実施と回答した協定が最も多く、105協定(34%)となっています。



8 加算措置の取組状況

加算措置に延べ145協定が取り組み、超急傾斜農地保全管理加算が最も多く、107協定(938ha)で取り組んでいます。

加算種類	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	計
		うち超急傾斜地棚田加算					
取組協定数	20	18	107	2	1	15	145
取組面積(ha)	628	503	938	30	6	256	1,858